

取材時の留意事項

- 報道に当たっては、厚生労働省職員の指示に従うほか、以下の事項にご留意願います。
 - 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
 - 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定して下さい。
 - 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）。
 - 4 会議の妨げとならないよう静かにして下さい。
 - 5 その他、座長と事務局職員の指示に従って下さい。